

工事請負等契約に係る競争入札及び比較見積参加者心得

制 定 平成23年 3月14日

最近改正 平成25年 3月28日

(目的)

第1条 この心得は、公立大学法人大阪市立大学（以下「本法人」という。）が発注する工事請負等に係る一般競争入札、指名競争入札及び比較見積（以下「入札等」という。）に参加する者（以下「入札等参加者」という。）が、守るべき事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札等参加者は、公立大学法人大阪市立大学契約規程、契約書及びその他関係法令の各条項並びに入札の手引、入札指名通知事項及び入札説明書等の各項等を遵守しなければならない。

(工事費内訳書及び配置予定技術者調書の提出等)

第3条 工事請負等に係る入札等参加者は、次の各号に掲げる場合においては、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）及び配置予定技術者調書を提出しなければならない。

- (1) 一般競争入札の公告文又は入札説明書に規定する場合
 - (2) 公募型指名競争入札の公示文又は入札説明書に規定する場合
 - (3) 指名競争入札の入札指名通知事項に規定する場合
 - (4) 比較見積の設計図書等に規定する場合
 - (5) 入札談合情報対応マニュアルに基づく事情聴取を行う場合
- 2 内訳書記載の工事費合計金額と入札書又は見積書記載金額は対応した金額でなければならない。
- 3 配置予定技術者調書に記載されている技術者を監理技術者又は主任技術者として配置しなければならない。ただし、やむを得ず変更せざるを得ないと本法人が認める場合はこの限りではない。

(公正な入札等の確保)

第4条 入札等参加者は、次の各号のいずれかに違反した場合において、公立大学法人大阪市立大学競争入札参加停止措置要綱による停止措置を受けることがある。

- (1) 入札等参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 競争を制限する目的で他の入札等参加者と入札又は見積価格（以下「入札等価格」という）、又は入札等の意思についていかなる相談も行わず、

独自に入札等価格を定めなければならない。

- (3) 落札者の決定前に、他の入札等参加者に対して入札等価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札談合情報対応マニュアルに基づく事情聴取に応じなければならない。
- (5) 入札談合情報対応マニュアルに基づく誓約書を提出しなければならない。
- (6) 本法人職員に不正要求をしてはならない。
- (7) 本法人職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不相当と認められる言動を行ってはならない。
- (8) 前各号のほか、心得の事項について遵守しなければならない。

(入札の無効)

第5条 公立大学法人大阪市立大学契約規程、入札指名通知事項及び入札の手引等に定めるほか、第3条各項及び前条各号の規定に違反した入札等は、無効とする。

(その他)

第6条 入札等及び契約に際しては、本法人職員の指示に従うこと。

附 則

この心得は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日改正)

1 この心得は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この心得による規定は、この心得の施行の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集した契約については、なお、従前の例による。